

◇◆ —————
春陽の候、貴社におかれましては益々ご清栄のことと、心よりお慶び申し上げます。

—意外と見落とされがちな「事務所等労災」の落とし穴— 建設業に携わる事業主の皆さまに、ぜひ知っていただきたい重要なお知らせです。

はじめに

労災保険といえば「工事現場を対象とするもの」という認識をお持ちの方も多いのではないのでしょうか。

- そのため、
- ・事務所に常駐の事務員がいない
 - ・倉庫や資材置き場を設けているが、常時労働者がいるわけではない

といった理由から「労働保険の対象外」と判断しているケースが少なくありません。

しかしながら、「現場労災に加入しているから問題ない」と考えている場合でも**工事現場に直接紐づかない業務**は、現場労災の対象外となるため注意が必要です。

2025年10月に周知された厚生労働省の通達により、**従業員が常時従事していない場合であっても**、工事現場に紐づかない業務、たとえば自社の資材置き場での作業や、事務所における事務作業については、労災保険（いわゆる「事務所等労災」）の加入対象となることが明確化されました。

本通達を受け、すべての事業主には、労災保険の適正な加入・運用への見直しが求められています。

それでは、上記内容を踏まえ、以下にポイントをご説明いたします。

チェックポイント その①：建設業における労災保険の基本

労災保険とは、就業中や通勤中に発生したケガや病気により、休業や療養が必要になった場合に補償を行う保険です。従業員を一人でも雇用している事業主は、原則として必ず加入しなければなりません。

この労災保険ですが、建設業は他の業種に比べて仕組みが複雑であるという特徴があります。

その理由の一つが、建設業が「二元適用事業」に該当する点です。

二元適用事業とは、事務所と工事現場で労災保険関係がそれぞれ別に成立する制度を指します。

そのため、オフィス用と工事現場用で労働保険番号が分かれることとなります。

さらに、工事現場では元請業者が労災保険上の事業主となり、下請業者の従業員であっても、元請の労災保険によって補償されます。このように、建設業では複数の労災保険関係が存在するため、正しい理解が不可欠です。

労災保険の仕組みを十分に把握していないと、万が一の事故の際に、被災した従業員を迅速かつ適切に保護できなくなるおそれがあります。

チェックポイント その②：「事務所等の労災」は、事務員だけの話じゃない

「事務所等労災」という名称が、大きな誤解を生んでいます。この名称から「事務員のための保険」とイメージされる方も多いかもしれませんが、それは正しくありません。

実際には、事務職の従業員がいない場合であっても、現場作業員が「特定の工事現場に付随しない業務」を行うのであれば、この**事務所等労災の保険関係を別途成立させる必要があります**。

業務災害の区分は、次のように考えると分かりやすいでしょう。

- ・「建設現場」で発生した業務災害 ⇒ 現場労災
- ・「建設現場」以外で発生した業務災害 ⇒ 事務所等労災

具体的には、以下のような作業が該当します。

これらの業務を行う場合は、「事務所等労災」を成立させましょう。

- ・土場・資材置き場などでの整理作業
- ・重機や電動工具等の清掃、整理整頓、メンテナンス作業
- ・見積書作成のための現場状況確認
- ・事業として行わない除雪作業や、自社施設の修繕作業

これらの業務は、特定の工事（有期事業）に直接結びつくものではなく、会社の事業活動全体の一部である「継続事業」として扱われます。

そのため、工事現場ごとの労災保険とは別に「事務所等労災」として継続事業の労災保険関係を成立させ、保険料の申告・納付を行う必要があります。

チェックポイント その③：同じ場所・同じ作業でも、目的が違えば、保険も違う？

労災保険の適用は、作業内容や場所だけで判断されるものではありません。極めて重要な点ですが、適用される保険は、その作業の「目的と背景」によって根本的に異なります。例えば、下請B社に所属する作業員が、B社自身の資材置き場で、元請A社の工事現場で使用する資材の加工作業を行っているケースです。この場合、作業場所は下請B社の敷地内ですが、その作業の目的は「元請A社が請け負う「特定の工事」のためです。したがって、この作業中に発生した業務災害については、B社の「事務所等労災」（継続事業）ではなく、元請A社の工事現場の労災保険（有期事業）が適用されることとなります。つまり、自社の敷地内での作業であっても、その作業が特定の元請工事に紐づいている場合には、元請の労災保険が適用されるという原則を正確に理解しておく必要があります。

チェックポイント その④：保険料計算の意外なルールとは？

建設業の事業主の中には、「現場作業と事務所作業の賃金を分けて記録していない」という方も少なくありません。日報や出勤帳で、個々の作業員の業務内容を厳密に区別してこなかった場合、どのように保険料を計算すればいいのでしょうか。この点については、行政は「推算」という方法を認めています。これは、「現場作業」と「特定の工事現場に付随しない業務」を明確に区分できる資料がない場合に、事業の実態に基づいて、従事日数や時間数を見積もり、それに応じた賃金額を算出して保険料を計算する方法です。ただし、この推算による計算は、あくまでも過去の記録が存在しない場合に限った、やむを得ない措置とされています。そのため、今後の運用については、行政は事業主に対して、「日報等に業務内容を記録するなど、賃金総額が容易に把握できる資料を作成し、賃金台帳と併せて保管する」よう指導しています。また、工事現場とそれ以外の業務を兼務する労働者は、それぞれの就業時間を区分して記録し、現場以外の業務に係る賃金を正確に把握することが求められます。今後は、業務内容に応じた賃金管理体制の整備が不可欠です。なお、事務所等労災の保険料率は賃金の1,000分の3とされています。

チェックポイント その⑤：手続漏れは大きな代償となる？

「事務所等労災」の成立手続きを怠った場合のリスクは、単に保険料を追納すれば済むものではありません。最大の経営リスクは、手続きが未了のまま、「特定の工事現場に付随しない業務」の最中に労働災害が発生してしまった場合です。この場合、事業主には以下のような重いペナルティが課される可能性があります。
・まず、過去に遡って保険関係を成立させ、本来納付すべきだった保険料を支払う必要があります。
・さらに、被災した労働者に支払われた労災保険の給付額の全部または一部に相当する金額を、国から徴収される可能性があるという点です。これは、いわゆる「費用徴収」と呼ばれる制度であり、事業主にとっては、想定外の大きな金銭的負担となりかねません。事務所等労災は、「万が一の備え」であると同時に、事業主自身を守るための制度でもあります。リスクを未然に防ぐためにも、必要な労災保険関係が正しく成立しているか、今一度確認しておくことが重要です。

【まとめ】

区分	現場労災（有期事業）	事務所等労災（継続事業）
主な場所	建設現場	事務所、自社倉庫、資材置き場
主な内容	建築の建物、土木工事など	事務、営業、見積作成、資材の整理清掃、除雪など
誰が加入するか	元請負人が下請分も含めて一括加入	各事業主が自社のために個別に加入
保険料の対象	工事の請負金額	事務所等業務に従事した時間の賃金

所属労働者が「特定の工事現場に付随しない業務」に従事している場合、または今後そのような業務を行う見込みがある場合で、事務所等労災の加入手続きが未了の事業主の方は速やかに手続きを行う必要があります。現場労災と事務所等労災の両方を正しく整備することで、現場・オフィスの区別なく、安心して働ける環境づくりにつながります。

当事務所は、行政書士・社会保険労務士事務所として、建設業に限らず、就業規則の作成、法人設立、雇用保険・労災保険の加入手続き、健康保険・厚生年金の加入など、幅広いサポートが可能です。労災保険の加入や手続きに不安がある場合は、まずはお気軽にご相談ください！！

行政書士こうべ元町事務所

行政書士 光森 司

〒650-0012 神戸市中央区北長狭通4丁目3番8号

TEL : (078) 332-3911 FAX : (078) 332-3914

E-mail : kobe-m.office@x3.gmob.jp